# 給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

| 年度 | １．現年度　２．新年度　３．両年度 |
|---|---|

○○○区市町村長殿

令和××年○○月△△日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

| | |
|---|---|
| 所在地 | 〒012-3456<br>○○県××市△△１－２－３ |
| フリガナ | カブシキガイシャ　マルバツショウジ |
| 氏名又は名称 | 株式会社　○×商事 |
| 個人番号又は法人番号 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1　←個人番号の記載に当たっは、左端を空欄とし右詰めで記載 |
| 特別徴収義務者指定番号 | 900123456 |
| 宛名番号 | 1234 |
| 連絡担当者 所属 | 人事課人事労務係 |
| 連絡担当者 氏名 | 特徴　花子 |
| 連絡担当者 電話 | 000-000-0000　内線（ 124 ） |

| 給与所得者 | | (ア) 特別徴収税額（年税額） | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ) | 異動年月日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収税額の徴収方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| フリガナ | コウトウ　イチロウ | | | | | | |
| 氏名 | 江東　一郎 | | | | | | |
| 生年月日 | 昭和50 年 1 月 1 日 | | | | | | |
| 個人番号 | 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | | | | | | |
| 受給者番号 | 123456 | | | | | | |
| １月１日現在の住所 | ○○都××区△△３－２－１ | | 6 月から 8 月まで | 9 月から 5 月まで | 令和× 年 8 月 31 日 | 1（右から番号を記入）１．退職　２．転勤　３．休職・長欠　４．死亡　５．支払少額・不定期　６．合併・解散　７．その他　事由・理由： | 2（右から番号を記入）１．特別徴収継続　２．一括徴収　３．普通徴収（本人納付） |
| 異動後の住所 | 同上 | 140,000 円 | 35,600 円 | 104,400 円 | | | |

## １．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）　特別徴収義務者指定　所在　フリガナ　氏名又は

内線（　　）

新しい勤務先では、月割額＿＿＿＿＿円を［　］月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入します。

受給者番号

納入書の要否（新規の場合のみ記載）　［　］右から番号を記入　１．必要　２．不要

**８月末で退職した給与所得者の徴収方法を、９月分で一括して納入する場合。**
**（ア）特別徴収税額（年税額）　１４０，０００円（６月から翌年５月分）**
**（イ）徴収済額　３５，６００円（６月から８月分）**
**（ウ）未徴収税額　１０４，４００円（９月から翌年５月分）**
**↑**
**一括徴収税額（納入額と同額）**

## ２．一括徴収の場合

理由 [1]（右から番号を記入）
１．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
２．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

| 徴収予定月日 | 徴収予定額（上記（ウ）と同額） |
|---|---|
| 9 月 20 日 | 104,400 円 |

左記の一括徴収した税額は、[9] 月分（翌月10日納入期限分）納入します。

**一括で徴収した税額を納入する月**
**※１月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。**

## ３．普通徴収の場合

理由 [　]（右から番号を記入）
１．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
２．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下で
３．死亡による退職であるため

控返送

【提出先】　１月１日現在の住所地の区市町村（江東区への提出先：　〒１３５－８３８３　東京都江東区東陽四丁目１１番２８号　江東区役所　区民部課税課）

黒のボールペン又はペンで記載してください。

１　宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

２　新勤務先に転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で「特別徴収継続の場合」以外の事項を記載し、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先では「給与所得者」の欄の「個人番号」を記載してください。

３　「特別徴収継続の場合」の事項を記載した場合には、１月１日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。

４　新勤務先では「特別徴収継続の場合」の事項を記載した場合には、１月１日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。

新勤務先では「給与所得者」の欄の「特別徴収継続の場合」の事項を記載した場合には、１月１日から４月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。